中国税務速報

2026 年 10 月 14 日

一. 商務部・国家統計局・国家外貨管理局「2025 年度中国対外直接投資統計公報」を共同発表

本公報は中国の対外直接投資の全貌を包括的に示すものであり、信頼性の高い統計データを通じてグローバル経済協力に参加する中国企業の強靭性と高品質な発展の成果を明らかにしている。

1. 投資フロー・投資ストック規模は世界トップクラスを維持

   2025 年の中国対外直接投資純額は 2,000 億米ドル台に達し、投資規模と投資残高は引き続き世界トップクラスを占め、力強いグローバル経営の活力を示している。

2. 「一帯一路」沿線市場の共同構築及び深耕

   「一帯一路」共同構築対象国に対する投資は高い成長性を維持し、投資構造はインフラ、グリーンエネルギー、ハイテク産業分野へと一段と最適化されている。

3. 構造転換と実体製造業によるダブル駆動

   海外 M&A 並びにグリーン・フィールド投資の双方を重視し、製造業、リース・ビジネスサービス業、卸売・小売業を重点投資分野とすることにより、国内・国際双循環の深度ある融合を効果的に促進している。

出典：「商務部・国家統計局・国家外貨管理局 2025 年度中国対外直接投資統計公報を共同発表」
https://hzs.mofcom.gov.cn/tjsj/art/2026/art_111ab4e48d624d2ba4d5cf34b9b40d24.html

二. 財政部・税務総局公告 2026 年第 28 号「国内企業による自然人に対する増値税源泉徴収管理弁法」の公布

本弁法は「増値税法」及びその実施条例、「税収徴収管理法」に基づき制定され、国内企業が個人（自然人）に対して行う増値税源泉徴収に関する実体的規定を明確にし、第 19 号公告との制度的整合性を図ったうえ、2026 年 11 月 1 日より施行される。これにより個人の課税サービスに係る増値税源泉徴収制度を整備し、源泉徴収義務者や適用範囲を明確にするとともに、税金の逸失を図る。

1. 源泉徴収義者と課税対象サービスの範囲を明確化

   国内企業が国内の個人から研究開発、ソフトウェア、デザイン、コンサルティング、放送・映画・テレビ番組制作、文化、教育の 7 種の特定サービスを調達・購入する場合、対価を支払う国内企業が増値税及び付加税の源泉徴収義務者となる。インターネット・プラットフォーム従事者がプラットフォームを通じて代理申告を行うケースには本弁法を適用しない。

2. 課税計算、課税下限額（免税点）及び申告管理要件を明確化

   都度課税における免税点を一回当たり売上高 1,000 元と定め、同免税点に達した場合には源泉徴収義務を履行しなければならない。免税点に満たない場合には納税は要しないものの、申告手続を行う必要がある。月次課税の場合、源泉徴収義務者は取引発生月の翌月 1 日から 15 日までに税額を

©GrantThorntonJapan. All rights reserved.

納付する。個人は自己が享受可能な増値税優遇措置を、源泉徴収義務者に対し適切に告知することができる。

3. 源泉徴収済の税金と代行発票の連携メカニズムを整理

規定に基づき源泉徴収を完了した課税取引については、個人が代行発票の発行を申請する際に重複して増値税を納付する必要はない。源泉徴収義務者は発票を未発行の個人に対し、発票を発行するよう催促を行うことができる。

4. 新旧業務に係る経過措置を設定

2026 年 1 月から 10 月までに発生した要件を満たす課税取引に対し、本弁法は遡及適用しない。当該期間中は引き続き個人が自ら申告・納税を行う。併せて、源泉徴収義務者が徴収すべき税額を徴収しなかった場合の徴収管理上の法的責任を明確にする。

出典：「財政部・税務総局公告 2026 年第 28 号「国内企業による自然人に対する増値税源泉徴収管理弁法」の公布」　https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252181/content.html

三. 国家税務総局公告 2026 年第 19 号「国内企業による個人に対する増値税源泉徴収に係る申告事項」

本公告は、国内組織が個人からサービスを調達する際における増値税の源泉徴収プロセスを規範化し、増値税法の実施に伴い、税務管理のデジタル化と利便性の向上を図ることを目的とする。

源泉徴収の様式とルールを明確に統一するため、新たに「国内企業による個人に対する増値税および付加税費用源泉徴収申告表」を制定して運用を開始し、増値税と付加税費用をまとめて源泉徴収申告の対象とする。

出典：「国家税務総局公告 2026 年第 19 号　国内企業による個人に対する増値税源泉徴収に係る申告事項」
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5252176/content.html

四. 国家税務総局公告 2026 年第 20 号「全国税務行政処分裁量基準（2026 年版）」の公布

本公告は、これまでの地域間における税務処分の基準の不一致を解消し、全国統一の行政処分裁量基準を策定することで、税務執行権の行使を規範化し、法の公正性を維持するとともに、全国統一の大市場の建設を支援することを目的とする。

1. 全国統一基準を一覧形式により整備

従来の 6 大区域の裁量基準を統合・最適化し、税務登記、発票管理をはじめ 9 分野 66 項目の税務違法行為につき、裁量段階及び処罰基準の全国的な標準化を実現する。

2. 全国統一基準を一覧形式により整備

従来の 6 大区域の裁量基準を統合・最適化し、税務登記、発票管理をはじめ 9 分野 66 項目の税務違法行為につき、裁量段階及び処罰基準の全国的な標準化を実現する。

©GrantThorntonJapan. All rights reserved.

3. 全国統一基準を一覧形式により整備

従来の 6 大区域の裁量基準を統合・最適化し、税務登記、発票管理をはじめ 9 分野 66 項目の税務違法行為につき、裁量段階及び処罰基準の全国的な標準化を実現する。

4. 5 段階の再構築と過失・処分の均衡原則

裁量段階を「軽微、やや軽い、一般、やや重い、重大」の 5 段階に統一し、違反の状況と被害の結果を総合的に勘案して処分を正確に算定することで、同一事案に対する異なる処分を根絶する。

5. 「軽微違反不処罰」、従軽（新しい法律の方が処分が軽い、または処分されない場合には、例外的に新しい法律を遡及して適用）・従旧（違反行為があった時点の古い法律を適用）の各原則を整備

8 項目からなる「軽微違反不処罰リスト」を公表するほか、合議審査制度、納税者に有利な新旧政策適用原則を明確にし、納税者の合法的権利を確実に保護する。

出典：「国家税務総局公告 2026 年第 20 号「全国税務行政処分裁量基準（2026 年版）の公布」
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5252754/content.html

©GrantThorntonJapan.Allrightsreserved.